

様式第 1 号（第 5 条関係）

令和 3 年 4 月 1 日



笠岡市長 殿

所 在 地	笠岡市六番町 2 - 5
協 議 会 名	番町地区まちづくり協議会
協 議 会 長 名	会長 中村 勝美

✓

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）交付申請書

笠岡市魅力あるまちづくり交付金の交付を受けたいので、笠岡市魅力あるまちづくり交付金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 1,021,000 円

【添付書類】

- （1）笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書（様式第 2 号）
- （2）笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書（様式第 3 号）
- （3）事務所借上げに係る賃貸借契約書の写し又はこれに類する書類
- （4）まちづくり協議会の規約及び役員名簿
- （5）その他参考となる書類

様式第2号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書

協議会名 番町地区まちづくり協議会

実施期間	令和 3 年4月1日から 令和 4 年3月31日まで		
会議の 開催予定	会議の種類	開催予定	
	総会	5月	
	理事会	随時	
活動費の 活動予定	活動名	目的、活動実施により期待される効果	実施内容
	100歳体操	自分の事は自分でするを少しでも長くかなえる為。健康維持の手助けになるよう 地域の敬老会や秋祭りなどの行事に活動的に参加してもらえるようになること	毎月第2第4金曜日開催予定 会場：番町コミュニティハウス 一回当たりの参加予定人数：20名
	番町地区いきいきサロン	交流の手助けとして高齢者の引きこもりを少しでも防止する為 100歳体操と同様に地域の交流の場に積極的に参加してもらえるようになること	月1回開催予定（8月と12月は除く） 会場：番町コミュニティハウス 一回当たりの参加予定人数：20名 内容：おやつ作り等
	広報誌発行	広報誌を発行することにより番町地区まちづくり協議会の活動をより多くの方に知ってもらう為 活動を知ってもらうことによって事業に参加しやすくなる	年3回発行予定
	地区民ふれあいもちつき大会	番町地区の住民のふれあいを図るため 町内会やまちづくり協議会に普段参加できていない人に参加してもらい地域の交流に役立つこと	12月中旬予定 会場：番町コミュニティハウス
		【目的】	
		【効果】	
		【目的】	
		【効果】	
		【目的】	
		【効果】	

※ 会議の開催予定及び活動費の開催予定の区分欄は、適宜変更して使用すること。

様式第3号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書

協議会名 番町地区まちづくり協議会

【収入の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
市交付金	1,021,000	
その他収入	0	
計	1,021,000	

【支出の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
人件費	480,000	事務員40000円×12か月 ✓
賃借料		
光熱水費		
運営費	225,000	✓
消耗品費	85,500	別添「【運営費】積算資料」のとおり
食糧費	30,000	✓ //
印刷製本費	0	//
修繕料	0	//
通信運搬費	90,000	✓ //
手数料	1,500	✓ //
使用料及び賃借料	18,000	✓ //
	0	//
	0	//
活動費	316,000	✓
100歳体操	24,000	✓ 別添「【活動費】積算資料①」のとおり
番町地区いきいきサロン	15,000	✓ 別添「【活動費】積算資料②」のとおり
広報誌発行	257,000	別添「【活動費】積算資料③」のとおり
地区民ふれあいもちつき大会	20,000	✓ 別添「【活動費】積算資料④」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑤」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑥」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑦」のとおり
計	1,021,000	

※ 収入及び支出の区分欄は、適宜変更して使用すること。

運営費積算

計	225,000	円
---	---------	---

消耗品費

内 容	金 額	積 算
筆記用具	3,000	バインダー3,000円
コピー用紙	17,600	2500枚入り×8箱
事務用品	64,900	3,000円×12ヶ月 トナー代@14,450×2
計	85,500	

食糧費

内 容	金 額	積 算
会議用お茶代	30,000	100円×25人×12回=30,000円
計	30,000	

印刷製本費

内 容	金 額	積 算
計	0	

修繕料

[illegible]

通信運搬費

内 容	金 額	積 算
電話代	60,000	5,000×12ヶ月
郵送料（切手・はがき）	30,000	前年度実績21,680円
計	90,000	

手数料

内 容	金 額	積 算
笠岡市活動支援センター登録料	1,500	1団体登録料1,500/年
計	1,500	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
コミュニティハウス使用料	18,000	コミュニティハウス使用料1,500×12回 理事会用
計	18,000	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

事業費計

月

24,000

報償費

内 容	金 額	積 算
計	0	

旅費

内 容	金 額	積 算
計	0	

需用費

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
コミュニティハウス使用料	24,000	コミュニティハウス使用料 1,000円×24回
計	24,000	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

番町地区いきいきサロン

15,000

四

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
コミュニティハウス使用料	15,000	コミュニティハウス使用料 1,500円×10回
計	15,000	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

事業費計

門

257, 000

[illegible]

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

地区民ふれあいもちつき大会

20,000

四

[illegible]

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

番町地区まちづくり協議会規約

(目的)

第1条 本会は、地域の特色、個性を大切にしながら、地域住民の創意工夫と責任のもと、住みよい番町地区の活性化をめざして活動することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、番町地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務所は、笠岡市六番町 2 番地 5（笠岡市市民活動支援センター内）に置く。

(事業)

第4条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の課題解決に関する事業
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 協議会の会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 番町地区に居住する住民
- (2) 番町地区に所在する事業所
- (3) 番町地区で活動する町内会及び各種団体
- (4) その他協議会が必要と認める者

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 4 名以内
- (3) 監 事 2 名
- (4) 常任理事 1 5 名以内
- (5) 理 事 3 0 名以内
- (6) 必要に応じて相談役を置くことができる。

(代議員)

第7条 代議員は、地区内の各町内会長及び各種団体から選出するものとし、その定数は 60 名以内とする。

(役員の選出等)

第8条 理事は、代議員の中から互選する。

2 常任理事は、理事の中から互選する。

3 会長、副会長及び監事は、常任理事の中から互選する。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 常任理事は、常任理事会に出席し、協議会の運営等について協議する。
- (4) 理事は、理事会に出席し、協議会の重要事項について協議する。
- (5) 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、監査報告を行う。

(役員の任期)

第10条 第6条に掲げる役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、会長職の再任については、最大3期までとする。

2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務をおこなわなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の会計及び事務処理を行うため、事務局に職員を置くことができる。

2 事務局職員は、事務局長及び事務局員とする。

(総会)

第12条 総会は、毎年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。なお、総会は、役員及び代議員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、役員及び代議員で構成する。

4 総会の議長は、会長がその任に当たる。

5 総会は、次の事項を議決する。

(1) 規約の改廃

(2) 役員の選任

(3) 協議会の事業報告及び事業計画

(4) 協議会の決算報告及び予算

(5) その他協議会の運営に係わる重要な事項

6 総会の議事は、出席した役員及び代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。ただし、規約の改選については、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(常任理事会)

第13条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事で構成し、協議会の運営等について協議する。

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、常任理事及び理事で構成し、協議会の重要事項について協議する。

(部会)

第15条 総会、常任理事会及び理事会で決定された方針に基づいた施策を実施するため、必要に応じて協議会内に部会を設置することができる。

(会計)

第16条 協議会の運営等に要する経費は委託料、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、常任理事会で定める。

附則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。